

留意事項：不当な差別的取扱い・合理的配慮等の具体例

1 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 窓口対応を拒否し、または対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 学内のスポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性等について考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に講義の受講や実習への参加、および施設利用を拒否すること。
- 実験や実技の遂行に支障がないにもかかわらず、障害のない学生とは異なる場所での対応を行うこと。
- 障害のある学生に対して、言葉遣いや対応の態度等一律に接遇のレベルを低くしたり、馬鹿にする等のハラスメントを行うこと。
- 施設利用のために、車椅子を利用した移動や盲導犬・聴導犬・補助犬の同伴、介助者の付き添い、その他支援機器の利用が必要であるにもかかわらず、そうした社会的障壁を除去するための手段の使用を理由として、施設利用やサービス提供を拒絶したり、制限したりすること。

2 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある学生に障害の状況等を確認すること。
- 生協への入会等の手続を行うため、出資者となる障害のある学生本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある学生本人に対し障害の状況や本人の加入意思等を確認すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

現時点における合理的配慮の一例としては以下の例が挙げられる。なお、以下に記載されている事例はあくまでも例示であり、本学のあらゆる場面で必ずしも実施するものではなく、また、以下の事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する。

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

①主として物理的環境への配慮に関するもの

- 学内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、または段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害による体調不良へ対応のため、授業中、離席する必要がある場合について、教室の出入口付近や教室の最後列等に座席を確保すること。
- 疲労を感じやすい障害のある学生から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該学生に事情を説明し、教室の中や教室の前の廊下、対応窓口の近くに長椅子を置いて臨時の休憩スペースを設けること。

- 移動に困難のある学生のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 視覚障害や聴覚障害のある学生のために、情報にアクセスしやすい座席位置を確保すること。
- 聴覚過敏のある学生のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な学生のために黒板周りの掲示物や提示資料1枚あたりの情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境等を変更すること。
- 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害のある学生に対し、災害時に職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。

②主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、障害のある学生の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置(左右・前後・距離等)について、障害のある学生の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生(以下「支援補助学生」という。)、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、要約筆記(ノートテイク)や音声認識による文字化、読み上げ(合成音声の利用含む)、手話、点字やスクリーンリーダーの使用等、多様な情報取得・コミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をする等、意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、以下の対応をすること。
 - 見えにくさに応じた情報の提供
 - ✧ 聞くことで内容が理解できる説明・資料(代替テキストの挿入)の提供
 - ✧ 拡大コピー、拡大文字、または点字を用いた資料の提供
 - ✧ 遠くのものや動きの速いもの等触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供
 - 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供
 - ✧ 映像に対する字幕付与
 - ✧ 見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合にに応じた情報の提供
 - ✧ 手のひらに文字を書いて伝える等の工夫
 - 知的障害に配慮した情報の提供
 - ✧ 伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にしたり、図や絵等のシンボルを活用する、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと(その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること)
 - 抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと
 - ✧ 例えば、学内の施設利用等を届ける際の「手続」や「申請」等生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該学生が理解しているかを確認すること
- 知的障害、発達障害、言語障害等により言葉(声)だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害のある学生に対し、以下の対応をすること。
 - 絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用
 - 視覚的に伝えるための情報の文字化(書面での指示)

- 質問内容を「どう思う？」ではなく、「はい・いいえ」または3つほどの選択肢を選ぶ等で端的に答えられるようにすることにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

- 声が出せない・出しにくい学生に対して、グループワークやディスカッションの場面で、文字やチャットコミュニケーション、合成音声の利用した発表を認めること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害のある学生に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに、より直接的な表現を用いて説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 事務手続の際に、職員や教員、支援補助学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該学生の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、体の震えや不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該の障害のある学生に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 教室やスポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害のある学生を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害のある学生の希望に応じて、決められた車椅子用以外の座席も使用できるようにしたりすること。
- 入学試験や期末試験等において、本人の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、PCでの受験等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する学生のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳、または拡大したものやテキストデータ化したものを事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある学生に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 学習障害等により学習内容の習得が困難な学生に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある学生に対し、体育等の科目の授業の際に、上・下肢や体幹の機能および姿勢保持の状況に応じて、ボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療的ケアを要する学生に対し、本人が対応可能な場合もあること等を含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病気等のために他の学生と同じように運動ができない学生に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりする等、病気等の特性を理解し、過度に予防、または排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 治療等のため学習できない期間が生じる学生に対し、補講を行う等、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある学生のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な学生に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 適切な対人関係の形成に困難がある学生のために、アクティブラーニング等においてグループを編成する時には事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある

学生のために、話し合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

- 理工系の実験、地質調査のフィールドワーク等でグループワークができない学生や、実験の手順や試薬を混同する等、作業が危険な学生に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりすること。

4 合理的配慮の不提供に該当すると考えられる事例としては、次のようなものがある。

- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- 電話利用が困難な障害者から各種手続を行いたい旨求められた場合に、内規上、当該手続は学生本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに手続の実施を断ること。
- 自由席での開催を予定している科目において、弱視の障害のある学生からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保等の対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

5 合理的配慮の不提供に該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

- 食事介助や自宅への送迎等を求める配慮の申出があった場合に、本学が当該業務を事務・事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。
- 筆談で十分対応できるやり取りに手話通訳者の派遣を求められた場合に、当該要望への対応を断ること。
- 学内厚生施設において、混雑時に視覚障害のある学生から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求める配慮の申出があった場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストに従って商品を準備することができる旨を提案すること。
- オンライン講座の配信のみを行っている課程について、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、その事業の目的・内容から対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないため、当該対応を断ること。（ただし、情報保障として行われる手話通訳や要約筆記、文字通訳等の提供を拒むことは合理的配慮の不提供と考えられる）

6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る一例としては以下の例が挙げられる。

- 不特定多数の障害のある学生が利用することを想定し、あらかじめ携帯スロープを購入した上で（環境の整備）、車椅子利用者から出入口の段差を乗り越えるための支援を求められた場合に、段差に携帯スロープをかける（合理的配慮の提供）。
- 視覚障害のある学生から申込書類への代筆を求められた場合に、本人の意向を確認しながら教職員が代筆する（合理的配慮の提供）とともに、以後、他の障害のある学生から同様の申出があった場合に円滑に対応できるよう、申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）。
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害のある学生にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話やメール等での対応を行う（合理的配慮の提供）とともに、以後、障害のある学生がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行う（環境の整備）